

再々委託の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>株式会社 大阪国際会議場</p>	<p>府と指定管理者である株式会社大阪国際会議場（以下「会議場」という。）が締結した大阪府立国際会議場管理運営業務委託契約書第22条によると、管理運営業務について再委託することを原則禁止し、再委託を行う場合には府と事前協議を行い、府の承認を得ることが必要とされている。</p> <p>会議場は、管理運営業務のうち設備管理業務について同規定に基づき所定の手続を経て、A社に再委託している。</p> <p>A社は更にボイラー設備点検や消防機器点検等の役務業務を7社に再々委託しているが、会議場は府との事前協議をしておらず、承認も得ていなかった。</p>	<p>再委託を原則禁止している趣旨に鑑み、再々委託について今後は適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【大阪府立国際会議場管理運営業務契約書】</b> (再委託の禁止等)</p> <p>第22条 乙は、管理運営業務を他に委託し、又は請け負わせ てはならない。ただし、あらかじめ、甲と事前協議を行い、 甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。</p> </div>	<p>再々委託の承認申請書(平成29年1月30日付)を大阪府あてに提出し、承認を得た。今後は適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年11月24日から同月25日まで）